

保険法対応約款の作成とリスク感性

戸出 正夫（日本危機管理士協会会長）

1. はじめに

周知のように、2010年4月1日より、新しい保険法（以下「保険法」という。）が施行された。それに伴い、保険業界は損保生保を問わず、保険法に対応した新しい約款により保険契約を締結している。大手生保会社は4月1日を待たず、早くは2月から、多くは3月から新約款を用いているし、損保会社も少なくとも4月1日からは、各種保険の普通保険約款を改訂している。なぜ、保険約款を改訂しなければならなかったのか。技術的には、保険法に新しいルールが沢山盛り込まれただけでなく、絶対的強行法に加えて、反面的強行法（約款規定をもって保険契約者側に不利益に変更することができない法条）を多数設けてそれを法定化したためであるといえよう。それゆえに、新約款は「保険法対応約款」と呼ばれることが多い。

保険法の改正の意義については、すでに「実践危機管理」第20号1ページ以下に紹介したので、ここに詳論しないが、（1）法が定める保険の類型の見直しにより傷害又は疾病保険を典型契約と位置づけたこと、（2）物を対象とする保険の機能に応じて規律（超過保険、危険の増加、告知義務、通知義務、保険給付の履行期など）を見直し、責任保険についてもそのルールを整備したこと、（3）生命保険も高齢化社会における役割の重要性に鑑み、多様なニーズに応えることができるように規律を見直し、もって保険契約者の保護、保険の健全性の維持等を図ったものである。そうだとすれば、今回の約款改訂は単に保険法に技術的に対応するだけではなく、保険契約者側の保護に一層寄与し、保険の健全性を保ちつつ、各種保険の品質・性能を向上させる絶好のチャンスである。そして、法的には正しいとしても、一般人の合理的理解可能性から見て理解し難い表現やルールを止めて、できるだけ分かり易い保険約款に仕上げるチャンスでもある。

2. リスク感性の必要性

火災保険普通保険約款といえども、現在のはかつてのような統一約款は存在しない。そこで、ここでは損害保険料率算出機構が作成した火災保険の標準約款（一般物件用）によることにしよう。

いうまでもないことであるが、約款は当該保険契約の契約条件であり、保険の性能・品質を決定する。したがって、約款の改訂作業は、約款を構成する一つひとつの言葉、一節ごとの文節、一文ごとの文が如何に大きな役目を負わされているかを自覚しつつ、業界サイドではなく契約者サイドの理解可能性のもとで、どのように解釈されるのか、常に探りながらの作業となる。保険業界の思い描いた当該保険の品質・性能と契約者の理解可能性に基づく理解とが食い違えば、最終的には、裁判所の判断に委ねなければならないのであって、そこに大きな経営上のロスが生じることになる。このロスは単に時間と費用の損失にとどまらず、場合によっては会社の信用、ひいて

は保険の信用を失墜させかねない。このようなリスクを最少にするためには、約款改訂に携わる人々に「感性」が必要である。それは、あらゆる場面を予想しつつ、保険契約者の利益と保険の健全な発展維持との「バランス感覚」または「リスク感性」と言い直しても良いであろう。

3. 新しい火災保険普通保険約款

① 基本姿勢

新約款を概観してまずいえることは、一般人の合理的理解可能性を意識した約款構成と技術用語の使用を意図していることである。難しい用語には括弧書きでその意義を明らかにしている点も良い。

従来、4章建ての約款構成も、第1章補償条項、第2章基本条項の2章建てとなっている。第1章補償条項には、担保、免責、保険の対象、保険金の支払等の条項を集めており、第2章基本条項には、いわゆる手続条項やその他の条項を集めている。この構成には賛否両論があろう。しかし、保険契約の専門家でない一般の保険利用者にとっては、全36か条の条項全部を読まなくても、1条から6条までの補償条項を読み込むことで、保険の品質・性能の概略を理解することができる。また、条文の配列にも考慮が払われている。すなわち、免責条項の中に含まれていた「保険料支払前の保険金不払い規定」が、第2章に属する第7条（保険責任の始期および終期）第3項に移り、本来あるべき位置に戻った。好感の持てる改訂である。

② 新しい制度の導入

約款規定の改訂で法学的に意義深いものといえば、それは保険金の不法取得目的の契約の無効、超過保険の保険金額の調整（超過部分無効の見直し＝超過保険有効論）、保険契約者による解除条項の導入、重大事由による解除、保険金の支払時期などであろう。本稿では紙幅の関係上、これらを論じないが、超過保険有効論や不法取得目的の契約の無効条項の導入は、筆者が昭和36年に開催された保険学会関東部会の研究報告で主張した論点（保険学雑誌416号42～71頁）であるだけに、49年を経たいま、感慨無量なるものがある。

③ 難解用語の説明

用語については思い切った改訂がなされていると同時に、その解釈が分かれるおそれがあるものには括弧書きを付してその意味を明確にしている。約款の用語に括弧書きを付す方法は従来からも見られたが、技術的には、約款細則を定めて意味をはっきりさせる方法、用語に注を付して欄外で説明する方法などがある。今回の約款改訂に当たって、損害保険事業総合研究所発行「自動車保険約款集」2010年度版1ページ以下に掲載の一般自動車保険普通保険約款は各条の後に注を付している。いわば欄外の説明である。この点で火災保険普通保険約款とは異なる。問題は、用語に付された括弧書きは、その意図がどうであれ、約款内容そのものとして効力を有するが、各条項の後に付された注による説明は、単なる約款内容の説明に過ぎず、約款内容としての効果が認められるかどうか疑問である。

④改訂された用語

- A. 「保険の対象」・・・旧商法で「保険の目的」、保険法で「保険の目的物」と呼ばれる保険契約の対象物、つまり保険に付された物を、この約款では「保険の対象」という。従来の保険の目的という用語の難解性と保険契約の目的との紛らわしさから逃れる意味で、大いに賛成である。ただ、なぜ「保険の対象」とし「保険の対象物」としなかったかについては疑問が残るが、筆者は従来から保険の目的は実務的には有体物であろうが、理論的には無体物もありうることを主張しており（拙稿「保険の目的」田辺・石田編『保険法演習1』4頁、昭和52年、文真堂発行）（例えば、債権も保険の目的となり得るし、利益保険における保険の目的も理論的には企業の収益力ではないだろうか。そうだとすれば「物」はおかしいことになる。）、「保険の対象」とした保険法対応約款に賛成である。
- B. 「敷地内」・・・旧約款では「構内」と規定されており、構内の意義については約款で何ら触れることがなかったが、この約款では「敷地内」と用語を改め、さらに括弧書きで説明を付している。すなわち、「（特定の約定のないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。）」と説明する。括弧書きといえども約款文言の一部を構成するのであるから、敷地内の意義を決定付ける。問題は括弧内説明が、敷地内の説明として、通常人の理解可能性の範囲にあるかどうかである。

この説明の前半部分は、同一の保険契約者または被保険者が占有しているかぎり敷地内であるというにあるから、理解できる。しかし、「また書き」のその敷地が公道や河川によって分断された場合も同一敷地内だとすることは理解され難いのではないか。

この約款が担保する事故のうち、第1条第2項各号に規定する事故、すなわち、風災、雹災、雪災は20万円フランチャイズとなっている。それゆえ、20万円以上の損害が発生したとき、その全額が損害額とされる（4条1項）。その場合、損害額の認定は、同一敷地内ごとの保険の対象のすべてについて一括で行うとするのであるから、たとえ公道や河川で敷地が分断されていても、同一敷地として一括で見の方が容易に20万円に達するから、保険契約者側にとって有利であることは間違いのない。しかし、火災、落雷、爆発、風・雹・雪害の場合、臨時費用保険金、地震火災費用保険金、修理付帯費用保険金等は支払限度額があって、それは1敷地内ごとに適用されるのであるから、被保険者にとってきわめて不利になる。まして、総合保険となれば、上記に加えて、生活用の通貨の損害、業務用の通貨の損害、生活用預貯金証書の損害、業務用預貯金証書の損害等に対する保険金や水害保険金が1敷地内で限度額適用となる。

このように、保険金の制限にかかわることになる「敷地内」の定義は少し無理があるように思えてならない。保険金支払に際して、被保険者の理解を得ることに苦

労するのではないだろうか。

4. 「敷地内」の意義とリスク感性

店舗総合保険の旧約款時代の判例であるが、1 構内の意義について最高裁平成21年 6 月 4 日判決は涌井紀夫裁判官と宮川光治裁判官の厳しい補足意見を付した。このことは、昨年12月12日に行われた「RP学会九州研究会、SRM学会研究会」（於熊本学園大学）で筆者が研究報告で詳しく紹介したところである。

涌井裁判官の補足意見・・・原審はY社の主張するとおり、「1 構内とは囲いの有無を問わず、保険の目的の所在する場所及びこれに連続した土地で、同一保険契約者又は被保険者によって占有されているものをいい、この場合、公道、河川等が介在していても構内は中断されないもの」と判断しているが、これは「『構内』の文言の通常の意味から離れ、一般人の通常理解を超える意味を付与するものといわざるを得ない。」（下線筆者）

宮川裁判官の補足意見・・・「『1 構内』で絞り込むということは、過度に保険者の利益が図られているのではないかという疑問がある。」「水害保険における「1 構内」の要件は、不当条項であるとまではいえないが、将来的には約款に残すかどうかを検討されるべきであり、少なくともそれは広く解釈されるべきではない。」「契約者である市民の合理的意思と乖離しない、分かりやすい約款の作成と保険実務における消費者保護の精神に沿った約款の解釈・運用が望まれる。」（下線筆者）

1 年前の最高裁で、上記のような補足意見が付された判決がなされているのであるから、「敷地内」を旧約款の「構内」と同様に定義付け、これを括弧書きで説明したとしても、問題の解決にはならない。見ようによっては最高裁判決への挑戦とも取られかねない。この点でリスク感性の欠如があったといわれても仕方がない。このたびの約款改訂が保険法の対応約款として極めて優れたものであるだけに、腑に落ちないのである。

以上

（筆者はソーシャル・リスクマネジメント学会会長、
元白鷗大学大学院教授、認定危機管理士）